

佐賀県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第18号

佐賀県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

佐賀県福祉のまちづくり条例（平成10年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>目次 第1章・第2章 略 第3章 略 第1節・第2節 略</p> <p>第3節 公共車両等及び住宅（<u>第32条・第33条</u>） 第4章 雑則（<u>第34条</u>） 附則 （定義） 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 （整備基準） 第20条 知事は、公共的施設の構造及び設備に関し、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 略 （国等に関する特例） 第31条 略</p>	<p>目次 第1章・第2章 略 第3章 略 第1節・第2節 略 第3節 <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく基準（第32条 - 第35条）</u> 第4節 <u>公共車両等及び住宅（第36条・第37条）</u> 第4章 雑則（<u>第38条</u>） 附則 （定義） 第3条 この条例（<u>第3章第3節を除く。</u>）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 （整備基準） 第20条 <u>第3節に規定するもののほか</u>、知事は、公共的施設の構造及び設備に関し、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 略 （国等に関する特例） 第31条 略 第3節 <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に</u>関す</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第 3 節 略 第32条・第33条 略 第 4 章 略 第34条 略</p>	<p style="text-align: center;">る法律の規定に基づく基準</p> <p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第32条 この節で使用する用語は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。</p> <p style="text-align: center;">(特定道路に関する基準)</p> <p>第33条 法第10条第1項の規定により条例で定める移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">(特定公園施設に関する基準)</p> <p>第34条 法第13条第1項の規定により条例で定める移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">(交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準)</p> <p>第35条 法第36条第2項の規定により条例で定める移動等円滑化のために必要な交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準は、公安委員会規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 略 第36条・第37条 略 第 4 章 略 第38条 略</p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。